

農販直結型新流通システム調査・分析・提案業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補先として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

農販直結型新流通システム調査・分析・提案業務

2 目的

本業務では、生産者・実需者双方に利点のある「農販直結型新流通」の実現のため、小売業界、食品産業業界等における商品取扱い条件や物流などの情報収集・分析を行う。

※ 農販直結型新流通システムとは、生産者と実需者を効率的に結び付け、鮮度確保や輸送コストの低減などが図れる双方にメリットのある新たな流通体制のこと。

3 委託業務の内容

(1) 調査対象の選定

県産農産物（青果）の効率の良い物流が実現できる取引先となり得る事業者を10社程度選定する。

事業者とは、県内に物流拠点を持つ百貨店や量販店等小売業、食品製造業等企業、県内卸売市場、食品の卸売事業者、県内で農産物流通の実績のある物流会社等を想定。

なお、調査対象事業者は、別途開催する生産者との商談会（1月末～2月上旬予定）に招待し、効率の良い物流による取引の実現を目指す。

【提案を求める内容】

- ・調査の対象となる事業者

(2) 調査・分析の実施

アンケートもしくは聞き取りによる方法で、生産者が効率の良い物流を実現できる取引先を選択するための材料となる情報を収集する。

○調査項目

ア 上記、調査対象事業者（物流会社を除く）

①現状（店舗数、それぞれの販売戦略の特徴、配送便の出発時間、荷の積み方、車両の温度帯等）

②取引条件（量、物流（産直、市場等）、求める商品の特徴・価格、経営形態（法人、個人等）、栽培履歴等）

イ 県内で農産物流通の実績のある物流会社

物流拠点、特徴、運送コスト、受託内容等

ウ その他、調査・分析業務目的の実現に必要な項目

【提案を求める内容】

- ・ 前述(2)ウの項目、実施体制

(3) 打ち合わせ、会議への出席（埼玉県内）

- ア 委託業務に必要な各種打ち合わせ（開催時期：期間中随時）
- イ 生産者、実需者、他農業支援関係機関を対象とした研修会等への出席（開催予定時期：9月上旬、2月上旬）

(4) 報告、提案

- ・ 調査結果の分析、取りまとめを行い、県へ報告する。
- ・ 生産者が効率の良い物流を実現できる取引先を選択するために、参考としやすい資料とする。

【提案を求める内容】

- ・ 報告書の構成案(生産者が参考としやすい情報として提案するための工夫点等)

4 委託期間

契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで（契約者の業務積算によってこの期間を要しないことが明らかな場合には、期間を変更することができるものとする）

5 県への報告書類

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、県と協議の上で行う。

(2) 事業報告書

ア 形態

- ・ 業務完了報告書 1部
- ・ 調査報告書 2部（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）及び電子データ（調査報告書を記録したCD、DVD、又はUSBメモリ等電子媒体）

イ 期限

令和3年2月26日（金）

廃止の承認を受けた場合は、その日から起算して15日以内。

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・ 事業の実績に係る記録の整備

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ該当作業を履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、県に承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年埼玉県規則第 73 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

(6) 損害賠償

ア 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

イ 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 実施体制

ア 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に埼玉県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

イ 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に埼玉県に報告する。

8 その他

(1) 協議

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 成果・権利の帰属

本委託業務の実施の過程で生じた知的財産権（調査結果を含むが、これに限られない。）は、埼玉県が所有するものとする。ただし、受託者は、今業務の成果を引用する場合には、埼玉県の承諾を得て使用することができるものとする。